

鳥取県教育委員会告示第21号

鳥取県文化財保護条例（昭和34年鳥取県条例第50号）第4条第1項の規定に基づき、次のとおり鳥取県指定保護文化財の指定をするので、同条第3項の規定により告示する。

平成24年11月6日

鳥取県教育委員会委員長 笠 見 幸 子

彫刻の部

| 名称 | 員数 | 所在の場所 |
|----------|-----|-------------|
| 石造大日如来坐像 | 1 軀 | 倉吉市桜354 大日寺 |